

年 月 日

様

八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

印

保有個人情報開示・訂正・利用停止請求却下通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の開示請求  
訂正請求  
利用停止請求  
については、次

の理由により請求を却下します。

請求に係る保有個人情報 の内容	
請求を却下する理由	
担 当 課 (室)	電話番号 ( ) 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として（八戸地域広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。